

令和7年度 第4回杵築市農業委員会総会議事録

令和7年7月9日 金曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	長 友 礼 子	3番	藤 原 洋 三
4番	小 野 弘 文	5番	田 坂 圭 司	6番	阿 部 正 俊
7番	古 宮 輝 美	8番	永 野 恵	9番	河 野 秀 徳
10番	岩 尾 一 也	11番	藤 松 美 潮	12番	廣 石 良 幸
13番	松 田 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

3番 藤原 洋三

1. 総会に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河 村 全 明	緒 方 幸 茂	工 藤 健 司	川 野 勝 彦
杉 本 幸 雄	片 岡 正 子	藤 崎 公 徳	荒 巻 良 直
三 浦 政 己	川 崎 孝 子	古 宮 政 俊	加 藤 定 一
甲 斐 義 信	伊 藤 美 生	宮 本 達 夫	豊 田 健 二
野 田 由 紀	三 浦 真 治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	阿 部 貴 之

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 15 号	農地法第3条の申請について
議案第 16 号	農地法第4条の申請について
議案第 17 号	農地法第5条の申請について
議案第 18 号	非農地証明願いについて
議案第 19 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
議案第 20 号	農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について
報告第 3 号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和7年度第4回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(13:35開始)
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番 阿部正俊委員、7番古宮輝美委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より中根次長並びに阿部主査を指名いたします。</p>
議長	本日の議事案件は、議案第15号から議案第20号までの6議案26件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第15号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>事務局の阿部です。よろしくお願いします。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>「議案第15号」 農地法第3条の申請について</p> <p>農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。</p> <p>ア. 所有権の移転</p> <p>番号1番</p> <p>申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳、申請の土地、大字[]、地番[]、地目台帳現況ともに畑、地積[]㎡、ほか1筆、合計2筆の[]㎡</p> <p>譲受人の経営面積は田・畑合わせて169.5a</p> <p>理由は、管理が困難、空き家の取得と経営拡大です。</p> <p>譲受人は大田に居住し株式会社を経営。近年の大雨、台風により隣接する河川の増水、および崩落の危険性を感じ、新たな居住先を探していたところ、[]の[]の[]の空き家を購入。今回はその空き家に隣接する農地を取得し、譲受人が経営する会社のプロジェクトの一環である、農業体験の受け入れや、農業指導を行う人材育成の場、さらには周辺住民や住民自治協議会とも協力し、共に耕作しながら、みんなで活用できる「地域の農地」としたいという計画です。また、売買価格の妥当性や譲受人の既存園地の現在の管理状況等についても、充分調査したうえで、今回の農地の取得に関し、耕作及び管理に問題ないと判断しました。</p> <p>調査については、売買価格の妥当性や譲受人の既存園地の現在の管理状況を調査しました。</p> <p>今回、2筆の畑の約[]㎡を[]万円で取引する予定で、10aあたりに換算すると、[]万円になります。[]の基準額の2倍から3倍の価格です。これを許可案件にすることで、今後の審査案件に悪影響を与えるのではないかと懸念があったため、県に確認したところ、「売買価格は当事者間で自由に決定されるもので、原則として価格の多寡をもって許可の可否を判断するものではない。しかし、農地法第3条による許可であるので、耕作目的での権利取得が前提となる。加えて、申請内容については、営農の意思、能力、計画の実現性を含め、十分な調査を行う必要があります。また九州農政局からも同様の回答が口頭で得られている。」とのことでした。</p>

	<p>以上のことから、■■■■の農地について、現地に赴き現在の管理状況を確認しました。</p> <p>■■■■地区の農地は草刈り程度の状況で、稲を植えてしっかり耕作している田と比べると管理耕作の程度は見劣りするものでした。</p> <p>■■■■地区の農地は昨年まで休耕していましたが、今年から稲を植え耕作していました。地元の営農組合に貸し出している農地もあり、そちらも耕作されていました。</p> <p>よって、■■■■地区の農地と管理が行き届きの農地について、耕作管理するように指導したところ、8月にはひまわりと蓮華を植えて緑肥管理を行い、景観維持にも努めるとの意思確認ができました。以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>6月20日、事務局2名、■■■■の従業員の■■■■さん、■■■■委員と現地確認をしました。現地は、リゾート地の中にある農地で、現在は野菜が植えられていたり物置として使われていたりしている。管理すれば、十分な農地になると思います。</p> <p>計画としては、体験型農業として使っていくとのことで、理想はいいと思います。</p> <p>従業員の■■■■さんも勤勉な方でいい印象を受けました。</p> <p>問題として挙げた点について、金銭面は問題ないと確認できたようなので、それ以外については、皆様で審議していただきたいと思います。</p>
議長	1番について、古宮輝美農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■委員が言ったとおりです。慎重審議をお願いします。
議長	■■■■地区にも農地を持っているとのことなので、■■■■地区の■■■■農地委員さんからご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>■■■■さんについては、近所とのいざこざが絶えないようです。■■■■で田を管理している人と話す機会があったので聞いてみたが、稲を植えて耕作している田以外は、草刈りだけしかしていない状態のようです。■■■■地区の田について、稲作をしている田に挟まれた土地なので、そこでひまわりとかを植えられたら迷惑にならないのか心配です。</p> <p>農道にコンクリを張っていいと言っていたのに張ってみれば、そんなこと言っていないとか言い出して、トラブルになったこともあるようです。</p> <p>先ほどの人からの情報ですが、■■■■の各地の土地を買っているが、耕作しているわけではないので、耕作目的での購入と言い切れない部分もあります。</p> <p>■■■■さんは昔はいい人だったんですが、今は人が変わったようで、私も苦手です。他人の言うことを聞くような人ではありませんので、今回の許可については、どうかなと思います。</p>
議長	■■■■地区の■■■■農業委員さんからご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>現在、■■■■さんは■■■■区に住んでいますが、■■■■区と問題を起こしています。</p> <p>区に入っておらず、班長の役の順番が来ても班長をすることもなく、区長と秘書を通して文書のやり取りをするとかそういったやり方をしており、区長を激怒させたことがあります。</p> <p>■■■■さんが転入してきたときは、私が世話をしていたので、その時はいい人でした。途中で奥さんと別れて、今の奥さんと結婚してから人が変わってダメになっています。</p> <p>体験の計画も、今の田を体験農場にするということだったが、それもダメになっています。</p> <p>一番の問題は、地区との摩擦でありそれが解決しない限り、地区の理解は得られないように思</p>

	<p>います。</p> <p>事務局は、奥さんと話したとは言いが、本人がノーと言えはすぐに変わります。奥さんは何も言えません。</p> <p>本人と直接話して、文書にして残すなどの対応も必要になると思います。</p> <p>■■■地区でもめた農道のコンクリを張った件についても、買った農地に付随していた程度の認識しか持っていないようです。</p> <p>地区の人がコンクリを張る1年前くらいに許可をもらったが文書化してなかったなので、張った後に「自分の土地だからダメ」と言い出して、張ったコンクリも剥いだよです。</p> <p>外国人なので、日本人ならわかる暗黙の了解などが伝わらないので、奥さんだけでなく、本人と話していくべきだと思います。</p> <p>一番最初の転入してきた当初はよかったし、新型コロナの流行期の4年間もおとなしく何も言わなかったが、景気が良くなったら地区ともめだして、田んぼは荒らしたままになっています。</p> <p>事務局を通して管理するように伝えたら、少し草刈りをしたが、完璧にはできていません。</p> <p>以前、カボスを植えるという話も出たが、田んぼの真ん中ということもあり、却下したこともあります。周囲に対する影響を考慮することなく、自分の思った通りのことをするので、今回のひまわりやレンゲを植える話も、おそらく植えないと思います。</p> <p>最終的には、委員会の意思を尊重します。</p>
議長	<p>ただいまお話を伺いましたが、以前に■■■地区で農地を取得し農地として管理していくとしていた部分について、管理できていないということです。</p> <p>一番問題に感じているのは、農地の価格が■■■万円となっており、妥当なのかということです。農政局および県の見解では、価格は当事者間の話し合いで決めることで、農業委員会としては、介入することではないということでした。しかし、今後この農地の周りの農地について、権利移動があるときに前例として悪影響を与えないかということを懸念しています。</p> <p>そういったことを含めて、ご意見があればお話しください。</p> <p>■■■の■■■さんのご意見ありませんか。</p>
■■■委員	<p>■■■の■■■です。まず金額について、1反を■■■万円で買って営農する場合、どれくらいの収入を上げなければいけないかと考えたとき、少し現実的ではないと思います。</p>
議長	<p>■■■委員の言うように農地として取得されるのであれば、現実的でないように思われます。この土地をほかの目的に転用するのであれば、妥当な金額と言えらと思います。</p> <p>女性委員の意見も聞きたいので、■■■委員どうでしょうか。</p>
■■■委員	<p>■■■さんをご存じないので、今ネットで調べたんですが、経営者の方ですね。</p> <p>経営されているのであれば、事業計画があると思うので、再確認する必要があると思います。</p> <p>価格面についても、なぜこの価格なのかも調べていただきたいです。</p>
■■■委員	<p>価格についてですが、1か所高額で売れば、その隣も価格に引っ張られることになります。</p> <p>次に耕作したい人が出たときに、高く買えなくなってしまう。■■■地区でも同様の案件を聞くこともあります。あまり高い価格で売買されると、今後悪影響がありそうです。</p>
議長	<p>この価格で農地の売買をされると、皆さんがおっしゃるような懸念があると思います。</p>
■■■委員	<p>空き家の価格は、■■■万円のうちいくらぐらいですか。</p>
阿部主査	<p>空き家は別ですので、農地だけで■■■万円です。</p>

委員	場所がの中ということで、売買後に転用しないか心配なので、農地として使っていくという念書があった方がいいと思います。
議長	では、事務局から価格について説明をお願いします。
阿部主査	<p>地区でして、不動産業者のホームページ上の金額では万円と設定されています。開発・整備にかかった費用等から算出した金額のようです。</p> <p>また、昨日奥さんと会社内でお会いして、いただいた資料をご覧ください。</p> <p>地区の会社の建物です。空き家を改修したさんの会社のといった感じで、旅行会社の店舗として使っており、中には2～3人ほどの従業員の方が働いています。</p> <p>地区の農地について、ブルーベリーを植えています。水田として管理はしていませんが、作物は植わっています。</p> <p>菌ちゃん農法ということも行っており、マルチシートの中にクヌギの木を入れて、菌を増やして発酵させたあと、土と混ぜることで土壌改良ができるということです。</p> <p>の田んぼは、水稻を手植えしており、海外から来た方と共同して行ったようです。</p> <p>様々な取り組みを行っている会社ということです。</p> <p>また、次の写真は不動産会社のホームページに載っていた状況です。万円を出しているところを、さんが購入する話になっています。</p> <p>これからいろんな方を巻き込んで、地域の農地にしていきたいという計画のようです。</p>
議長	<p>この単価で農地を購入した場合、農地として経営できるかという懸念があると思います。</p> <p>どういった計画で経営していくのか、事業計画を確認させてもらったうえで判断させてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>皆さんのお話を聞く限りでは、賛同できないように思われます。</p> <p>留保でよいのではないかと思います。</p>
議長	具体的な事業計画等を示していただいたうえで、農業委員会として判断したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	<p>では、1番は今回は保留ということで、次回の総会に改めてかけていきたいと思います。</p> <p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>番号2番</p> <p>申請人、譲渡人、区、区、歳、譲受人、区、区、歳、申請の土地、大字、地番、地目台帳現況ともに田、地積㎡、ほか9筆、合計10筆の㎡</p> <p>譲受人の経営面積は田畑合わせてa</p> <p>理由は、子への贈与、親からの受贈です。以上です。</p>
議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	<p>6月17日に、事務局2名、農業委員、さん、さんで現地確認を行いました。</p> <p>現地は、さんのご自宅の真裏の水田と畑です。さんが高齢のため、今後管理できなくなるため、さんに贈与し農業経営していくとのことです。さんは奥さ</p>

	んと30歳代の息子もおり、大型の農業トラクターも所有しておりますので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。
議長	2番について、 農業委員よりご意見があればお願ひします。
 委員	 委員の言われた通り、今後も問題なく農業経営ができると思いますので、慎重審議をお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明願ひます。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>譲受人は、父親である譲渡人と同居しており、これまで共に水稲や野菜の耕作を続けてきました。父親が 歳と高齢ですが、今後は、譲受人の妻と息子と共に耕作を行い、主に水稲、それからキャベツや玉ねぎ等の野菜を栽培する計画ですので、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。</p> <p>許可基準についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、墓地についても確認しました。以上です。</p>
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>番号3番</p> <p>申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳、申請の土地、大字 、地番 、地目台帳現況ともに田、地積 m²、ほか1筆、合計2筆の m²</p> <p>譲受人の経営面積は、ありません。理由は、市外在住のため、空き家の取得と農業開始です。以上です。</p>
議長	3番について、 農地委員より説明願ひます。
 委員	<p>6月18日、事務局2名、 委員、行政書士の方と現地確認を行いました。</p> <p>譲受人の さんについて、農作業を行うにあたって年齢的に難しいのではないかと危惧していましたが、地域の区長等の協力体制が整っており問題ありませんでした。また、農地の有効活用及び環境保全につながると思ひますので、慎重審議をお願ひします。</p>
議長	3番について、 農業委員よりご意見があればお願ひします。
 委員	<p> 委員が申しあげたとおりですが、この土地は、従来から水田として管理していたものではなく、草刈り等の管理のみしていました。理由としましては、水路が長くなっており、水の心配がある土地です。</p> <p>今後は、区長を含め近隣の方々と中山間事業等を活用し、水路の改修等を行いながらこの土地を有効利用するとのことだす。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願ひます。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住のため農地の管理が困難な譲渡人と、申請地に隣接する空き家へ移住する譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。

	<p>譲受人の申請地は、中山間事業により、既に複数名の方から耕作及び管理されており、今後も引き続き中山間事業を行うことから、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。主に水稻、野菜の栽培を行います。</p> <p>許可基準についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、墓地についても確認しました。以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号4番</p> <p>申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目台帳現況ともに畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡</p> <p>譲受人の経営面積は、ありません。理由は、管理が困難、相手方の要望です。以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>6月18日、事務局2名、■■■■委員、■■■■さんの息子さんと現地確認を行いました。</p> <p>■■■■さんが高齢で管理ができないということで、■■■■さん家族が畑として活用することになったようです。場所も近く、家庭菜園のような使い方をしていくようです。</p> <p>畑の有効活用ができると思いますので、審議のほどよろしく願います。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>■■■■委員の申しあげたとおりです。場所としても国道10号線の近くということもありますし、現在も草刈り等の管理をしていますので、問題ないと思います。</p> <p>審議のほどよろしく願います。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、高齢により管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人はトマト、ナス等の野菜を栽培する計画であり、既に草刈り等の準備を進めており、耕作及び管理に対し意欲的であることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、墓地についても確認しました。以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号5番</p> <p>申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。</p>

	譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■ a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。以上です。
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	先日、現地確認を行いました。 田んぼの面積としては少ないが、■■■さんにも営農意思があり妻と営農しています。トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、軽トラ2台、草刈り機4台を持っており、頑張っている方です。審議のほどよろしく願います。
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
委員	■■■さんは、息子さんとも同居して手伝ってくれているので、問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で農業を行っている譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は、申請地の周辺に居住し、水稻などを耕作していることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号6番 申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地目台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡ 譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■ a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。以上です。
議長	6番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	もともとこの土地は、■■■さんが借りて耕作していました。 今後も頑張っていきたいとのことなので、審議のほどよろしく願います。
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
委員	推進委員の言ったとおりです。■■■さんは高齢ですが、45歳くらいの後継者もおおり、日ごろから手伝っているようなので問題ないと思います。 審議のほどよろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で農業を行ってい

	<p>る譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>譲受人は、申請地の周辺に居住し、水稻などを耕作していることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのことです。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われまます。</p> <p>また、墓地についても確認しました。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第15号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第15号」については、1番は継続審議、2番以降は農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第15号」について、1番は継続審議、2番以降は許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第16号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。</p>
梶原主査	<p>事務局の梶原です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>議案第16号 農地法第4条の申請について</p> <p>農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>番号1番</p> <p>申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、■■■■歳、無職、■■■■、■■■■</p> <p>■■■■、■■■■歳、無職</p> <p>申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目畑、地積■■■■㎡、他1筆の合計2筆の■■■■㎡</p> <p>申請内容、一般住宅として、申請理由、申請地に住宅を建築したい。</p> <p>こちらは第3種農地で追認案件です。以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農地委員より説明願ひします。</p>
■■■■委員	<p>6月16日に■■■■委員と事務局2名と現地を確認しました。</p> <p>宅地1筆含め3筆まとまってあり、宅地と農地がセットになっていました。昭和60年ごろに申請者の父親が、農地を含めた土地を宅地として利用してしまっていました。</p> <p>周りに農地はありませんので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願ひします。</p>

委員	推進委員の言ったとおりです。審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	<p>土地所有者の■■■■さん・■■■■さんは、令和5年に相続により申請地を取得しています。転用の目的は、申請地に住宅を建築することです。</p> <p>なお、本件は追認案件です。追認案件とは、農地法を知らずに転用してしまったケースや、相続した土地が無断転用されていた場合、適切な手続きを行うことによって、農地法違反状態の解消を可能にするために設けられている救済措置です。</p> <p>追認案件となった理由につきましては、昭和61年に前所有者である父が、転用許可を得ることなく、住宅を建築していたためです。</p> <p>現在は空き家になっており、将来的に売却することを見越して申請地について調べていたところ、許可を得ないまま農地に住宅が建っていることに気づいたため今回の申請となりました。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住宅専用地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側、東側、西側は宅地、南側は公衆用道路にそれぞれ接しており、周辺に農地は無いため、営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地2筆■■■■㎡に、住宅及び倉庫が既に建築されており、追加での工事等は行わず、現状のまま利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、これまで通り既設の排水路を利用し、資金計画につきましても、現状のまま一般住宅として利用するため新たな費用は発生しません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。以上です。</p>
議長	只今、「議案第16号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第16号」については、農地法第4条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第16号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第17号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番及び4番につきましては関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>議案第17号 農地法第5条の申請について。</p> <p>農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて</p>

議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	<p>転用者の■■■■■さんは、市の政策によって昨年8月に杵築駅周辺が都市計画用途地域に編入された動きを受け、今後受注が見込まれる杵築駅周辺の住宅地開発に向けて、■■■■■地域で資材置場用地を探していました。</p> <p>今回、県外在住で農地の管理ができない土地所有者の■■■■■さんと、売買の話がまとまったため今回の申請となりました。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>番号1番で「第2種農地」の要件については説明しましたので詳細は割愛しますが、■■■■■と申請地が近く、必要な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側・西側は田、東側・南側は公衆用道路にそれぞれ接しており、今回の転用に関して隣接する土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地1筆■■■■■㎡に、ブロックやU字溝、重機等を置き、進入路を造成する計画です。</p> <p>工事期間は、令和7年7月9日から令和7年12月20日までの約6ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、雨水排水を東側と南側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。残高証明書が添付されており資力について確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>今回の転用は、青空転用と呼ばれる建築物を伴わない転用です。</p> <p>令和6年4月1日から農地法が厳格化され、建築物を伴わない駐車場や資材置き場などは、3年間は半年ごとの追跡調査をすることになりました。</p> <p>今後の案件にも該当するものが出る可能性がありますので、ご留意ください。以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号3番</p> <p>申請人、土地所有者、■■■■■区、■■■■■、無職、■■■■■歳、転用者、■■■■■、■■■■■、■■■■■、会社員、■■■■■歳、■■■■■、■■■■■、会社員、■■■■■歳</p> <p>申請の土地、大字■■■■■、地番■■■■■、地目田、地積■■■■■㎡、合計1筆の■■■■■㎡</p> <p>申請内容、一般住宅として、申請理由、地元である杵築市に移り住むため、実家近くの申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地です。以上です。</p>
議長	3番について、■■■■■農地委員より説明願います。
■■■■■委員	<p>6月17日に、■■■■■農業委員と事務局2名と行政書士と現地確認をしました。</p> <p>転用者の■■■■■さんは、ご実家がすぐ近くでご自身が生まれ育ったところのようです。</p> <p>新居を建てて移り住みたいとのことでした。小学校も中学校も近いところで子育てがしやすいように思われます。審議のほどよろしく願います。</p>

議長	3番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員が言われた通りです。 若い人が地元に戻ってくるということで、歓迎したい案件と思います。 審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	<p>転用者の さん夫婦には2人の子どもがおり、現在 に居住しています。転用の目的は、 さんの地元である杵築市内の申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。</p> <p>「第2種農地」の要件説明は割愛しますが、実家や小学校が近く、子育てをする環境には最適であり、必要な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側は田、南側・東側・西側は公衆用道路及び宅地にそれぞれ接しており、今回の転用に関して隣接する土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地1筆 m²に、1階床面積 m² 約 坪の一般住宅と 台分の駐車場を建築・造成する計画です。</p> <p>工事期間は、令和7年8月1日から令和8年3月31日までの約8ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、宅内排水は合併処理浄化槽で濾過後、雨水とともに南側前面道路対面の既設水路へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。借入手続きの写しが添付されており資力について確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。以上です。</p>
議長	只今、「議案第17号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第17号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって「議案第17号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第18号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。 1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>議案第18号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番</p>

	<p>申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目畑、地積[]㎡、合計1筆の[]㎡。</p> <p>申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和60年頃までは、野菜や果樹を作っていたが、高齢になったこと、管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。以上です。</p>
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	<p>6月16日に、[]委員、事務局2名と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の周辺は、原野山林市道に囲まれています。</p> <p>昭和60年頃まで野菜などを耕作していましたが、高齢になったことや傾斜地であることを理由に耕作を断念したようです。現在は、雑木等が生い茂っている状態です。</p> <p>審議のほどよろしく願います。</p>
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があれば願います。
[]委員	<p>ただいま[]委員が申しあげたとおりです。</p> <p>審議のほどよろしく願います。</p>
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を6月16日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、昭和22年に相続により申請地を取得しています。</p> <p>昭和60年頃まで野菜などを耕作していましたが、高齢によって農地としての管理が困難になり、雑木が生い茂ってしまったため、耕作を断念したとのことです。</p> <p>ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に近所に住む知人に名義変更するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号2番</p> <p>申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目畑、地積[]㎡、他3筆、合計4筆の[]㎡。</p> <p>申請地の状況は宅地及び原野で、転用又は耕作放棄された理由は、[]については、平成8年9月6日付けで農地法5条許可を受け、倉庫を建設した後に地目変更登記をしていなかった。その際に隣接する[]についても一緒に造成してしまった。</p> <p>[]と[]については、相続時点から竹が生い茂っており、農地としての利用を断念したとのことです。以上です。</p>
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	<p>6月17日、[]委員、事務局2名、[]さんの息子さんと現地確認を行いました。</p> <p>平成8年に[]の隣に倉庫を建てて、その東側も同時に造成してしまったもので</p>

	<p>す。以前は畑だったようですが、現在は立ち入ることもできないような状態です。 審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>■■■■委員の申し上げたとおりです。荒れ地になっており、非農地状態のように思います。 審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について、事務局より説明願います。</p>
梶原主査	<p>現地を6月17日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成8年に父からの生前贈与により申請地を取得しています。 申請地の現況ですが、■■■■は証明書発行基準第2の2に該当し、■■■■と■■■■ ■■■■は証明書発行基準第2の4に該当します。また、■■■■については証明書発行基準第2の5 に該当し、申請者からの始末書が提出されています。 また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地 証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に息子の名義に変更するとのこと。以上です。</p>
議長	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
梶原主査	<p>番号3番 申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目田、地積■■ ■■■■m²、他1筆、合計2筆の■■■■m²。 申請地の状況は雑種地及び宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、■■■■については、 平成11年に大分県の公共工事により舗装され、地目変更登記されていなかった。■■■■ については、平成24年7月31日付けで農地法5条許可を受け、鶏舎を建設し貸していたが、 賃借権終了後は借り手が無く、老朽化によりやむなく■■■■としての利用を断念したとのことで す。以上です。</p>
議長	<p>3番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>6月17日、■■■■委員、事務局2名と現地確認を行いました。 ■■■■については、近くに地域のお墓があり、その駐車場として使われている。 ■■■■については、近くまで行けないような状態です。 審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>■■■■委員の申し上げたとおりです。 審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について、事務局より説明願います。</p>
梶原主査	<p>現地を6月17日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成11年に父からの相続により申請地を取得しています。 申請地の現況は、■■■■については証明書発行基準第2の3、■■■■については証 明書発行基準第2の2に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認していま す。</p>

	<p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に道路横の雑種地は中区の地縁団体へ、■■■■は倉庫として利用する法人へ売却するとのことです。以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号4番</p> <p>申請者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■区、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目田、地積■■■■㎡、他13筆、合計14筆の■■■■㎡。</p> <p>申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和60年頃までは米や野菜を作っていたが、高齢になったこと、農地としての管理も困難になったことからやむなく耕作を断念したとのことです。以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	<p>6月19日、■■■■委員、事務局2名と現地確認を行いました。</p> <p>現地は、竹が生い茂っている状態です。非農地状態であることを確認しました。</p> <p>審議のほどよろしく願います。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
委員	<p>現地について、土地までたどり着くのも困難なほど荒れており、今後も農地として使えないように思います。</p> <p>審議のほどよろしく願います。</p>
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を6月19日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者2名は姉妹であり、平成9年に相続により申請地を取得しています。</p> <p>前所有者である父の代の昭和60年頃までは米や野菜などを耕作していましたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから、耕作を断念したとのことです。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に弟の名義に変更するとのことです。以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号5番</p> <p>申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番、■■■■、地目、畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。</p> <p>申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和58年に売買によって申請地を取得したが、取得時点から竹が生い茂っており、農地としての利用を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。

委員	<p>6月18日、委員、事務局2名と現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、昭和58年に購入したが、当時から竹が生えており、農地としての利用を断念したとのことです。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>5番について、農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>委員が説明したとおりです。</p> <p>売買の予定があり話を進めていたところ、地目が畑だったことを思い出したようです。</p>
議長	<p>証明書発行基準について、事務局より説明願います。</p>
梶原主査	<p>現地を6月18日に、農地委員、農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、昭和58年に売買により申請地を取得しています。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は9月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後にと併せて別の法人へ売却するとのことです。以上です。</p>
議長	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
梶原主査	<p>番号6番</p> <p>申請者、 申請の土地、大字、地番、地目田、地積 m²、他8筆、合計9筆のm²。</p> <p>申請地の状況は原野及び山林で、転用又は耕作放棄された理由は、父母の代の平成4年頃までは米や野菜を作っていたが、高齢になったこと、農地としての管理も困難になったことからやむなく耕作を断念したとのことです。以上です。</p>
議長	<p>6番について、農地委員より説明願います。</p>
委員	<p>6月19日、委員、事務局2名と現地確認を行いました。</p> <p>長靴を履いても土地に入るのが困難な農地で、ご本人もに住んでいて管理ができないとのことでした。買ってくれる人がいれば渡したいが、それも困難と思われます。</p> <p>審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>6番について、農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>委員が申しあげたとおりです。</p> <p>耕作は困難な状態ですので、審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について、事務局より説明願います。</p>
梶原主査	<p>現地を6月19日に、農地委員、農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成23年に相続により申請地を取得しています。</p> <p>平成4年頃までは米や野菜を作っていましたが、高齢になり、市外在住で管理も困難なことからやむなく耕作を断念したそうです。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地</p>

	<p>証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に原野・山林として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号7番</p> <p>申請者、 、 、申請の土地、大字 、地番 、地目畑、地積 m²、他1筆、合計2筆の m²。</p> <p>申請地の状況は原野及び山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成27年頃までは母が野菜を作っていたが、市外在住で管理も困難なため、やむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番について、 農地委員より説明願います。
 委員	<p>6月16日、 委員、事務局2名と現地確認を行いました。</p> <p>今年の台風の時に、 の方はガードレールが曲がるほどの土砂が流れてきていました。もう一か所は、自宅横ですが 在住のため管理できていません。</p>
議長	7番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	<p> 委員が申しあげたとおりです。</p> <p>親が亡くなり、家や土地を整理しようとしたところ地目が畑であることが判明したようです。</p> <p>審議のほどよろしく願います。</p>
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を6月16日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成12年に父からの相続により申請地を取得しています。</p> <p>平成27年頃までは母が農地として管理していましたが、母が亡くなった後、市外在住で管理が困難なことからやむなく耕作を断念したそうです。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の空き家と併せて知人へ譲渡するとのことです。以上です。</p>
議長	只今、「議案第18号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第18号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第18号」については、非農地証明書を発行すること

	に決します。
議長	次に、「議案第19号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>「議案第19号」「農用地利用集積等促進計画（案）」に対する意見について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。</p> <p>ア．利用権の設定（公社への貸付）です。</p> <p>番号1番から番号4番までは、公社への貸付となりますが、今回、案件が複数のため、貸人から公社への部分の説明を省略させていただき、公社からの借受人のところから、説明をしたいと思いますので、ご了承願います。</p> <p>11ページのイ．公社からの貸付からの説明となります。</p> <p>番号5番です。</p> <p>貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、 区、 、設立 年。</p> <p>対象農地は、杵築市大字 、1筆、 m²、土地の詳細は、9ページ、番号1番の土地です。</p> <p>借受人の さんは、地域内の認定農業法人です。</p> <p>利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は10年新規です。耕作作物は水稻となっております。</p> <p>続いて、番号6番です。</p> <p>借受人、 、 、設立 年。</p> <p>対象農地は、杵築市 3筆、 m²</p> <p>土地の詳細は、9ページ、2番～3番です。</p> <p>借受人の さんは地域外新規参入法人です。</p> <p>利用権の種類は賃借権で年間の賃借料は10a当たり10,000円、設定期間は10年新規です。耕作作物は茶となっております。</p> <p>続いて、番号7番です。</p> <p>借受人、 、 、 歳。</p> <p>対象農地は、杵築市 、3筆、 m²</p> <p>土地の詳細は、9ページ、4番です。</p> <p>借受人の さんは認定農業者です。</p> <p>利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は10年新規です。耕作作物は水稻となっております。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>続いて、番号8番です。</p> <p>借受人、 区、 、 歳。</p> <p>対象農地は、杵築市 、5筆、 m²の内 m²</p> <p>土地の詳細ですが、この件は借受人の変更です。既に公社を通じ、借り受けている方が一度公社へ戻し、新たに公社から さんが借り受けるものとなっております。16ページの貸付調書1番～5番の5筆、5,315m²が対象農地となります。</p> <p>5番から7番の土地の詳細につきましても、13ページから15ページの貸付調書に記載され</p>

	<p>ていますので、各自でお読み取りください。</p> <p>今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号5番から8番までの合計12筆、31,898㎡。貸し手農家数1戸、借り手農家数4戸、イ. 利用権の設定面積は、31,898㎡です。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第19号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第19号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第19号」については、「意見なし」として報告します。</p>
議長	<p>次に、「議案第20号」「農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>議案書17ページをご覧ください。</p> <p>「議案第20号」「農用地利用集積等促進計画（案）」の所有権移転について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか意見を求める。</p> <p>ア. 所有権の移転（公社からの売渡）</p> <p>番号1番</p> <p>申請人、譲渡人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長岡本天津男、譲受人、 区、 、 歳、申請の土地、大字 、地番 、地目田、地積 ㎡、他6筆、合計7筆の ㎡は農地売買等支援事業による公社からの売渡となります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田畑あわせて aです。</p> <p>譲受人の さんは地元認定農家で、息子と共に申請地近隣で水稻栽培を行っており、経営も安定しています。水稻以外にも飼料用米、みかん、カボスを栽培しており、今回、売買の話がまとまったため農地売買等支援事業を活用して所有権移転を行うものです。申請地では水稻を耕作する予定です。</p> <p>今回の大分県農業農村振興公社からの売渡は、番号1番の合計7筆 ㎡。売り手農家数1戸、買い手農家数1戸、ア. 所有権の移転面積は、 ㎡です。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第20号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第20号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することにご異議ございませんか。</p>

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第20号」については、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することに決めます。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第3号」がありますので、事務局より報告願います。
阿部主査	<p>議案書18ページをお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理についてです。</p> <p>下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長工藤利明、借人、XXXXXXXXXX区、XXXXXXXXXX、申請の土地、大字XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX、地目、畑、地積XXXXXX㎡、他4筆、合計5筆のXXXXXX㎡です。理由は借人の都合です。以上です。</p>
議長	以上をもちまして、令和7年第4回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(15 : 15 終了) スイッチOFF (録音機)